

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

日吉津村選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年9月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

施設の名称	所在地
日吉津村農業者トレーニングセンター	日吉津村大字日吉津936